

第4節 土壌汚染、地盤沈下

1 土壌汚染

土壌汚染の状況の把握及び汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定める「土壌汚染対策法」が平成15年2月15日に施行されました。

この法律では、特定有害物質の製造、使用又は処理をしていた施設において特定有害物質の使用等を廃止した場合の、その施設に係る工場・事業場等の敷地であった土地や、知事が土壌汚染により人の健康に係る被害を生じるおそれがあると認める土地の所有者等に、土壌汚染の状況等について調査を行い、その結果を知事に報告することを義務付けています。また、調査の結果が基準に適合しない場合は、知事は当該土地について汚染されている区域として指定し（以下「指定区域」という）、さらに指定区域の土壌により人への健康被害が生ずるおそれがある場合は、知事は土地の所有者等に対して汚染土壌を掘削して取り除く等の措置を命令することができます。

なお、土壌汚染対策法では人の健康に係る被害を生ずるおそれがある特定有害物質として、鉛、シアン、トリクロロエチレン等の25物質を指定しています。

現況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の状況等の調査結果の知事への報告は、平成19年度もなく、知事による「指定区域」の指定もありません。

課題

土壌汚染対策法が施行されてから5年が過ぎ、徐々に工場・事業場の設置者や土地の売買に係る不動産等の事業者にも法の趣旨が理解されつつあります。今後も、特定有害物質の使用廃止を契機とした土壌汚染の状況調査の実施や、調査猶予の申請等についてさらに周知を図るとともに、有害物質の取扱い及び処理方法等のより一層の改善を指導することが必要となっています。

取組

平成19年度は、特定有害物質の使用を廃止した工場・事業場等に対して特定有害物質の調査の実施や調査猶予の申請書提出等、土壌汚染対策法に基づく対応について指導を行いました。

また、工場・事業場等の公害防止指導対策の一環として、各保健所の環境担当者による立入検査の中で有害物質の適正な使用と管理等の指導を行いました。

2 地盤沈下

県内では熊本平野西部地域で地盤沈下が生じています。そのため、県では基礎資料を得るため昭和53年から地盤変動状況の調査を実施しました。調査は当初県で実施していましたが、平成6年からは熊本市が引き続き調査を実施しています。熊本平野西部地域の年間地盤沈下の経年変化は表2-4-1のとおりです。

今後も熊本地域に立地する工場・事業場などに対して節水を働きかけるとともに、生活用水の節水を推進していくことなども必要です。

表 2 - 4 - 1 地盤沈下（年間）の経年変化

水準点の 番号	測定場所 (名称)	所在地	年間変動量 [cm/年]								平均変動量 [cm/年]	累積変動量 [cm]
			S54	S59	H1	H6	H11	H16	H17	H18		
県BM2	今公民館	熊本市今町	2.25	-1.29	-0.46	-0.64	-0.12	0.18	-0.23	-0.67	-0.58	-16.31
県BM3	飽田東小学校	" 砂原町	-1.44	-0.83	-0.32	-0.51	0.13	0.00	-0.04	-0.67	-0.36	-10.13
県BM4	飽田公民館別館	" 浜口町	-2.58	-1.46	-0.68	-0.73	0.12	0.00			-0.68	-17.65
県BM5	並建公民館	" 並建町	-2.86	-1.67	-1.03	-1.05	0.04	0.06		-0.84	-0.94	-23.49
県BM8	天明総合支所	" 奥古閑町	-3.41	-2.99	-0.89	-1.27	0.18	0.15	0.03		-1.07	-28.85
県BM10	中緑小学校	" 美登里町	-0.56	-0.34	-0.25	-0.59	0.90	0.38	0.07		-0.09	-2.32
県BM11	鹿島神社	" 中無田町	-0.18	-0.63	-0.13	-0.57	0.72	0.29	0.08		-0.05	-1.25
県BM12	友田神社	" 島町	-0.88	-0.46	0.00	-0.17	0.45	0.18			-0.06	-1.38
県BM13	菅原神社	" 新土河原	-0.70	-0.64	-0.11	-0.16	0.22	0.28			-0.12	-2.99
市BM1	池上小学校	" 池上町		0.02	-0.08	-0.23	-0.18		-0.23		-0.09	-2.01
市BM6	西山中学校	" 島崎		-4.42	-0.26	-0.07	0.30		0.01		-0.32	-7.02
熊農-02	熊本農業高校	" 元三町			-0.16	-0.42	0.62	0.36	0.06		0.00	0.05
市BM17	南部市民センター	" 南高江			-0.56	-0.66	0.45	0.23	0.09		-0.16	-2.64
平均変動量（全測定地点の平均値）			-1.80	-1.05	-0.26	-0.38	0.33	0.22			-0.32	-8.29

(注) 地盤沈下調査地点は過去に52ヶ所（平成16年度は37ヶ所）で実施しており、その代表13地点の測定データを昭和54年から5年ごとに転記したものと、平成16年度から平成18年度の測定データです。各測定場所における各年度の変動量を合計しても、累積変動量と一致しません。

なお、平成19年度は測定を実施していません。